

平成 27 年 2 月 23 日

受益者の皆さまへ

三菱UFJ投信株式会社

## 「三菱UFJ アジア成長株ファンド」繰上償還実施決定のお知らせ

拝啓 平素は弊社の投資信託に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「三菱UFJ アジア成長株ファンド」(以下、本件ファンド)の繰上償還につきまして、平成 27 年 1 月 14 日(水)時点の受益者の皆様を対象に、書面による決議を行いました。この結果、議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる賛成をもって可決されましたので、繰上償還を平成 27 年 3 月 27 日(金)付で実施させていただきます。

### ◆ 本繰上償還の概要について

#### 1. 繰上償還の理由

平成 22 年 9 月に設定いたしました本件ファンドは、純資産総額が著しく減少し本件ファンドの受益権の口数が、投資信託約款に定められた信託契約の解約の基準である 10 億口を下回っております。(約 6.2 億口(平成 26 年 11 月 28 日時点))

弊社といたしましては、このまま運用を継続するより、繰上償還を選択することが受益者にとって有利であると判断いたしました。

#### 2. 繰上償還決定後のご留意事項

##### (1) 繰上償還日までの運用にかかるご留意事項

本件ファンドは、償還まで基準価額は変動いたしますが、償還準備のため組み入れ有価証券等を売却すること等により、組み入れ比率が大きく低下する等、償還までの期間において運用の基本方針に沿った運用ができなくなる点にご留意ください。

##### (2) 解約のお申込みに関するご留意事項

受益者様から解約のお申込みが相次いだ場合、最後の受益者様の解約分については、ファンドの繰上償還の扱いとなります。この場合、委託会社は、繰上償還として速やかに手続を行い、償還日の償還価額を適用し、償還金としてお支払いいたします。なお、上記の繰上償還による換金となった場合、通常の解約による換金の場合よりもお支払いに日数を要する場合があります。また、この場合の償還日は、委託会社が償還にかかる日数等を勘案し決定いたします。

以上、今後とも弊社投資信託をお引き立ていただきますよう、よろしくご留意申し上げます。

敬具

このお知らせに関するお問い合わせ先: 三菱UFJ投信株式会社  
コールセンター 0120-548066(土日祝日を除く 9:00~17:00)